令和5年度 第1回 保護林管理委員会等における意見概要と対応について

NO	課題	委員からの主な意見	対応の方向性など
1	白髪岳生物群集保護林における現地検討等での意見		白髪岳生物群集保護林及びその周辺地は柵設置箇所においては植生の維持・回復効果が現われており、また、柵機能が損傷した場合であっても、早めに修繕等の対応が行われた場合は影響が少ない状況にあるところ(以上、定性的評価)。評価を定量的に行うためにも、対照区を設けるなどにより検証を進める考え。 白髪岳においては尾根沿いを中心に数多くの植生保護柵が設置されており、既設柵の補修を優先し、計画的に進めることとしているところ。
		 ・白髪岳の植生回復については、尾根筋の乾燥している区域の保護、沢筋からの回復、高木がある区域での回復などいくつかのパターンを分けて戦略的に行うべき。 ・植生保護柵の新規設置箇所については、裸地化を防ぐことを最優先とし、ブナだけにこだわらずに、回復の見込みがある箇所において、母樹を中心にパッチ状に囲うのがいいのではないか。 	白髪岳の植生回復については、高標高地のブナなどが生育するブナ帯尾根を中心に植生保護柵を設置し、一定の遺伝資源の保護が図られているところ。 今後は、シカの捕獲圧が高まり、植生保護柵がない状況下でも植生が維持され、天然更新が可能となる時期まで遺伝資源が途絶えないよう、ブナ帯下部のアカガシなどが見られる植生帯についても植生保護柵の設置を進める考え。当地白髪岳保護林箇所では裸地化もみられることから、植生回復の見込みがある箇所を対象に柵機能が損傷した際の対策の効率化を図るため、小区画の植生保護柵の設置を進めることとしているところ。なお、沢筋を通る植生保護柵は、出水、土砂・落葉落枝堆積により柵機能が毀損する可能性が高いことや沢筋を分布の中心とする植物種もあることを踏まえ、沢筋に近い箇所への植生保護柵の設置を進める考え。
		・土砂流出が拡がっている箇所の対策が必要。・植生や土壌流出被害の大きいところは保護柵を設置して本当に植生回復できるか疑問。一定の期間で植生回復させるなら苗を植えて保護するなどの方法も検討してはどうか。	
2	重点的対策実 施17保護林に 関する対策予 定について	るをえない。 ・柵だけでは十分植生保護できないので捕獲を進める検討が必要。	これまでの意見を踏まえ、重点的対策実施17保護林を設置し、シカ捕獲の推進を含め関係機関と連携した対策を進めているところ。また、シカ被害が著しい対馬では、関係機関が連携して取り組むため設置された対馬ニホンジカ対策戦略会議に長崎署が参加し、情報の交換や捕獲実施区域の調整等を図っているところ。令和5年11月に対馬スダジイ等遺伝資源希少個体群保護林及び御岳ツシマヤマネコ希少個体群保護林についてシカ被害状況を現地確認したところ、シカの糞やシカによる食害が確認され、下層植生も乏しい箇所があった。なお、対馬スダジイ等遺伝資源希少個体群保護林に設置されている植生保護柵は月2回程度点検が行われており適切に管理されていた。また、関係機関と連携したシカ捕獲を行うなどにより植生の回復傾向も見られる箇所もあり、対策を継続する考え。(【資料2-2】令和5年度保護林モニタリング調査結果(概要)参照)
		(生息密度に対する捕獲頭数の状況の説明資料について) ・シカ対策計画へ反映できるような現状把握の方法について、生息密度と捕獲頭数の相関を明らかにすることで優先順位を判断し、必要なデータを組み合わせながら状況に応じた事業計画を立て、PDCAサイクルを回してほしい。	まずは、令和5年度の国有林(保護林周辺メイン)での捕獲実施結果を用いて、生息密度と捕獲頭数の相関を明らかにし、来年度以降の捕獲事業計画へ反映できるように、局内のシカ対策関係者と情報共有を行う考え。

			-
		【全体】 ・新規植生保護柵の設置年度について記載をわかりやすくするべき。	参考資料2のとおり意見内容の事実確認のほか、修正すべきものは意見を反映した。 (【参考資料2-1】令和4年度保護林モニタリング調査実施保護林に係る管理方針書(令和5年度第1回委員会意見反映版)参照)
		【全体】 ・「関係機関と連携」という表現については具体的な数字を示して記載すべき。	
		【吉無田スギ希少個体群保護林】 ・実際に九州に植栽されたサワラ林はあるのか。なければ記載内容を変更する必要がある。	九州局内には、北九州自然休養林、〈まもと自然休養林、北向山スギ等遺伝資源希少個体群保護林、金峰山スギ等希少個体群保護林、吉無田スギ希少個体群保護林にサワラ林が存在する。
		【猪八重照葉樹林生物群集保護林】 ・寄生生物、着生植物など表現の適正化を。	
護 3 が 3 護	護林に係る管	【猪八重照葉樹林生物群集保護林】 ・保護林エリアの地域の中に一部保護林以外の区域が入り込んでいるが、ここはトレイルランなどのレクリエーション利用がされている。利用による保護林への影響なども把握し、尾根筋の踏圧など影響があれば対策をとるべき。	管理方針書の添付図面が誤っていたため修正した。 (【参考資料2-2】令和4年度保護林モニタリング調査実施保護林に係る管理方針書の新旧添付図面(猪八重照葉樹林生物群集保護林)参照) また、2019年まで開催されていた北郷森林セラピートレイルについては、保護林設定以降は行われていないが、今後も利用状況や保護林への影響の有無の把握に努め、利用による植生への影響が懸念される場合は踏圧防止などの対策を講じる。
		【猪八重照葉樹林生物群集保護林】 ・カメラによるシカの監視をしっかり行うべき。	第1回で提出した管理方針書(案)では、「保護林周辺にカメラ設置」と記載したが、実際は保護林内に2箇所、保護 林周辺に2箇所設置している。保護林周辺のカメラを含め、今後も監視を継続する。
		【鬼の目山生物群集保護林】 ・鬼の目について、地元ボランティア団体と署が協力して柵を設置し、植生回復の成果を上げていたが、台風でアクセス道が被害を受け、新規の柵の設置等の活動が困難になった。林道の復旧も検討してほしい。	鬼の目山の植生保護柵については、現在は既存の柵を署とボランティアの方が登山道を用いて巡視を継続している。巡視の際、シカ柵の周囲に倒木があれば除去などの対応も行われている状況。署でも新規の柵設置に向けて資材運搬方法を検討している。
		【ヒノタニシダ希少個体群保護林】 ・ヒノタニシダについて、株数減少の要因がシカによるものであれば、予防対策と して早急に柵設置を検討すべき。	
		【サツマシダ希少個体群保護林】 ・シダは専門家の意見も確認することが望ましい。	